

6 国の基本指針と課題について

1 第2期障がい福祉計画の基本指針及び概要

(1) 「障害者自立支援法」第88条第1項に基づき定める事項

- ①各年度における「指定障害福祉サービス」又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の設定
- ②①の「指定障害福祉サービス」又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④その他障がい福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項。

(2) 障がい福祉計画の基本的理念

市町村は、障がい者の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障がい福祉計画を作成。

- ①障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- ②実施主体の市町村への統一と三障がいに係る制度の一元化
- ③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(3) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を実施。

- ①全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ②希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- ③グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- ④福祉施設から一般就労への移行等を推進

(4) 障害福祉計画が目指す目標

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、まずはこれらの課題に対し、新体系サービスの移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定。

数値目標

- ①平成23年度末までに、第1期計画時点（平成17年10月1日）の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することを目標。
- ②平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち、「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目標。
- ③平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点の4倍

以上とする。

2 第3期障がい福祉計画に係る国的基本指針(案)

(1) 基本的理念等

- ① 基本的理念・基本的考え方、市障がい福祉計画に定める事項等について、考え方は変更しないが必要な時点修正を行う。
- ② 計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
- ③ 児童福祉法に基づく障がい児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務はなく、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

(2) 数値目標の設定

数値目標

- ① 平成26年度末までに、第1期計画時点（平成17年10月1日）の施設入所者の3割以上が地域生活に移行することを目標。
- ② 「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」という現在の目標値は定めない。
- ③ 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点の4倍以上とすることを目標。

(3) サービスの見込量等の考え方

- ① 現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、基本的に変更しない。
- ② 旧体系施設が全て新体系に移行できるようサービス量を見込む。
- ③ 18歳以上の障がい児入所施設者については、障がい者施策（「障害者自立支援法」）で対応することとなるが、地域移行者数及び入所者の削減数に係る数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について「障害者自立支援法」に基づく障がい者支援施設等として利用されることとした施設を除いて行う。
- ④ 「障害者自立支援法」の改正により創設されるサービス（相談支援、同行援護）について見込量を設定。

3 本市の第3期障がい福祉計画

第3期計画の策定にあたっては、上記の国の基本指針を踏まえた上で、第2期計画の現状を把握・分析し、今後実施すべき事項等を検討します。

ただし、「障害者総合福祉法」(仮称)の平成25年8月までの実施により計画期間中に計画を見直すことになる可能性があります。

